

# 男女の表現について

## いっしょに考えてみませんか

～男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン～



宝 塚 市  
2019年3月

## 目次

1 一度考えてみましょう	… P 1
2 なぜ、表現ガイドラインが必要なのか	… P 2
3 具体的な着目点	
(1) 性別で役割を決めつけていませんか？	… P 3
(2) 性別でパターン化していませんか？	… P 4
(3) 性別で優劣をつけて表現していませんか？	… P 5
(4) 人目を引くためだけに、女性を使っていませんか？	… P 6
(5) 言葉を見直そう！	… P 7-8
4 その他（男女共同参画の視点から配慮すべきこと等）	… P 9
5 行政刊行物等を作成する際のチェックポイント	… P10

### 表現ガイドラインのねらい

- このガイドラインは、
  - ①女性と男性を固定観念に基づいて表現するのではなく、それぞれの多様な生き方に基づいた表現をすること
  - ②女性と男性を対等な関係として表現すること
  - ③「性」を意識するのではなく、人権、人格を尊重して表現することを基本的な考え方としています。
- その表現が男女共同参画の視点からなぜ問題なのか、より適切に表現するためにどうしたらよいか皆さんに考えていただくための指針であり、特定の表現を禁止したり、機械的に言い換えたり置き換えたりすることは目的としていません。

### 改訂ポイント

- 平成20年（2008年）のガイドライン改訂から10年が経過する中で、男女共同参画をめぐる社会状況の変化に応じた内容となるよう改訂しました。
- 平成27年（2015年）に策定した「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」に基づき、性的マイノリティに関する視点も取り入れました。

### イラスト執筆者

林 やよい（はやし やよい）

伊丹市在住。イラストレーター。

先天性脳性まひの娘との暮らしをイラストと文章で紹介するコラム「くるまいすまいる」を 毎日新聞兵庫版に連載。



# 1 一度考えてみましょう

よく目にするイラストですが、何か気がつくところはありませんか？



女性は家事、育児？  
男性は仕事？

→P 3を見てみましょう。

カップルは  
男女だけ？



→P 4を見てみましょう。



管理職は  
男性だけ？

→P 5を見てみましょう。

目的が違  
いませんか？



→P 6を見てみましょう。

こんな言葉使っていませんか？

旦那さん・奥さん      女子アナ      看護婦・保母さん

サラリーマン・OL      父兄      内助の功・男気

→P 7, 8を見てみましょう。

## 2 なぜ、表現ガイドラインが必要なのか

### (1) 男女共同参画社会とは

平成 11 年（1999 年）に施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

### (2) 男女共同参画に関する意識

宝塚市では、宝塚市男女共同参画推進条例、宝塚市男女共同参画プランに基づき、様々な取り組みを進めてきました。しかし、平成 26 年度（2014 年度）に行った市民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する割合は半数に留まり、まだまだ性別による固定的役割分担意識が根強く残っていることが明らかになりました。

#### 市民意識調査結果



平成 26 年度（2014 年度）宝塚市における男女共同参画に関する市民意識調査より

また、男女間での地位の差については、家事・育児など日常生活の場面と、職場や政治など社会的な場面の、いずれにおいても平等と感じられていない現状が伺え、これは世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数※における日本の順位の低さとも関連していると考えられます。

（※男女の格差を表すもの。平成 30 年（2018 年）12 月発表の数値では、日本は 149 か国中 110 位。政治、経済分野での男女不平等が大きな要因と考えられます。）

普段何気なく見聞きしている言葉や表現は、知らず知らずのうちに固定観念や偏見を植えつけます。すべての人が自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる多様性に富んだ活力ある社会の実現に向けた第一歩として、まずは身近な表現について考えてみましょう。

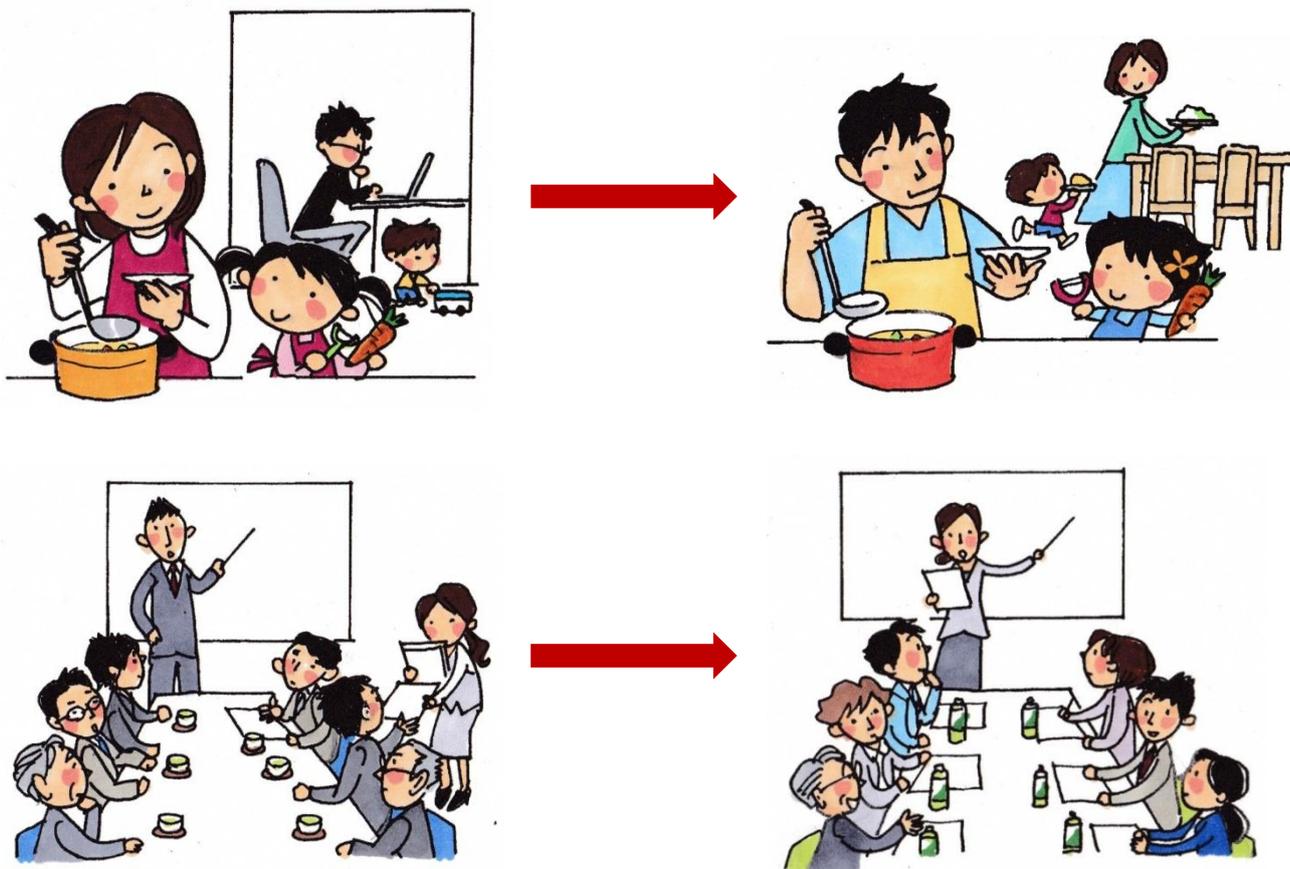
### (3) 表現ガイドライン作成の背景と経過

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 平成 14 年度（2002 年度） | 宝塚市男女共同参画推進条例制定<br>「男女共同参画社会の形成をめざす表現活動に関するガイドライン」<br>作成（第 1 版） |
| 平成 20 年度（2008 年度） | 職員のための「男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」改訂（第 2 版）                   |
| 平成 27 年度（2015 年度） | 「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」策定                 |
| 平成 30 年度（2018 年度） | 「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」改訂（第 3 版）                                |

### 3 具体的な着目点

#### (1) 性別で役割を決めつけていませんか？（性別役割分担意識にとらわれていませんか）

「女は家庭、男は仕事」など固定的な役割分担意識にとらわれた表現はしていませんか。様々な分野で活躍する女性も多く、家事、育児、介護を担う男性も多くいます。家族の形態も、父親と母親に子どもといったステレオタイプの家族だけではなく、多様化しています。このような社会の変化も十分認識し、固定観念にとらわれない柔軟な表現に努めましょう。



よく見かける表現例

- 家で家事をするのは女性、外で働くのは男性
- 会議を取り仕切り発言しているのは男性、女性は補助的な存在
- 医師は男性、看護師は女性
- 保育士は女性、消防士は男性

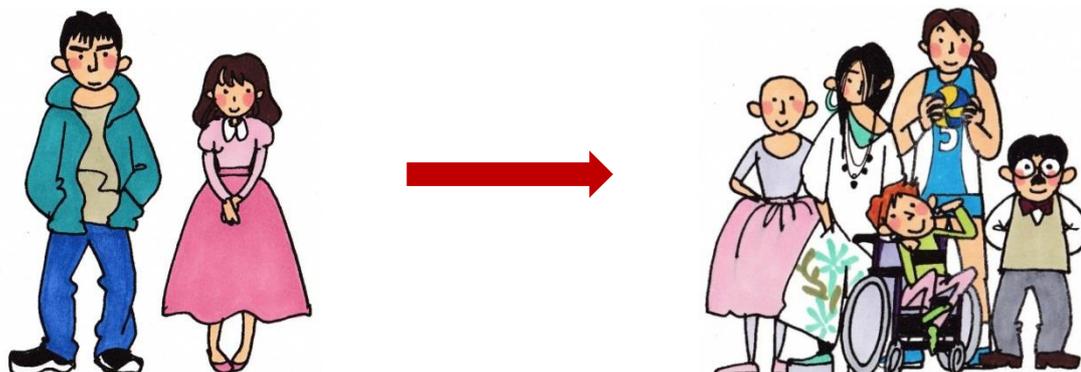
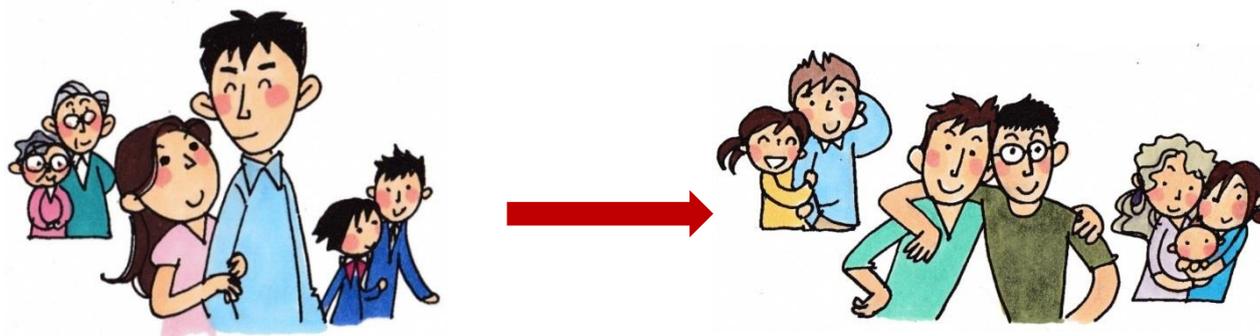
#### □ ポイント！

性別によって役割や生き方を固定化しないで、個人の特性や能力を尊重した多様な生き方を表現しましょう。

## (2) 性別でパターン化していませんか？

すべての人は対等な存在です。そして一人ひとり異なっています。性別で、服装や興味の対象、色の好き嫌い、男性は積極的、女性は控えめであるべきなどイメージをパターン化させていませんか。

また、性のあり方は非常に多様です。性別によって必要以上に区別したり、固定観念や先入観により表現にするのではなく、様々な個性があることを尊重し、多様な人を描くようにしましょう。



よく見かける表現例

- 女性の服は赤やピンク、男性の服は青や黒
- 女性はスカートやエプロン、男性はスーツにネクタイ姿
- 男女のみのカップル
- 女性は長髪、男性は短髪
- 女の子は人形遊び、男の子はボール遊び

### □ ポイント！

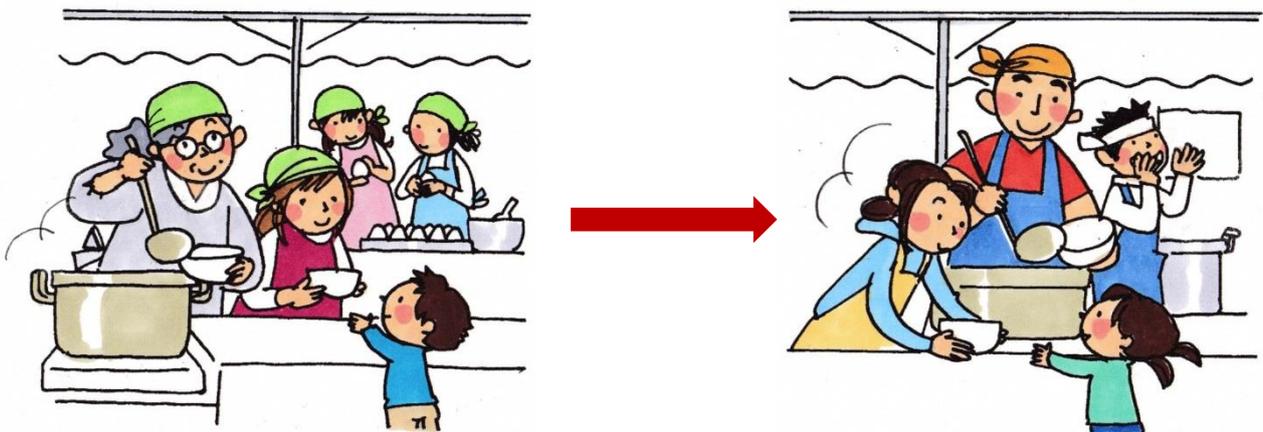
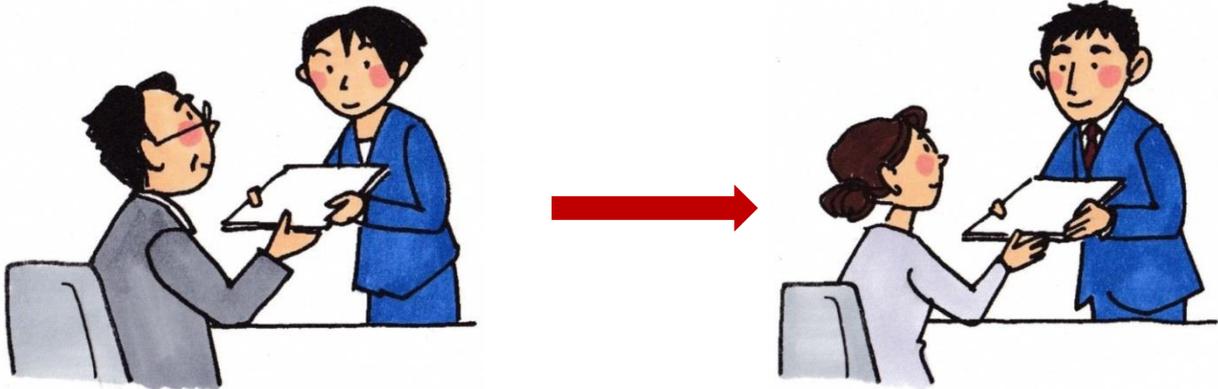
「性」には4つの「性」があります。これらの組み合わせで、性は一人ひとり異なっています。

(1)「身体の性」 身体的な特徴や性染色体、生殖腺などによって客観的に判断される性別	(2)「性自認（心の性）」 自分自身が自分の性をどう捉えているか
(3)「性的指向」 恋愛感情が主にどの性別に向いているか	(4)「性別表現（表現する性）」 言葉づかいやファッションなどの装いを自分自身がどのように表現したいか

性的（セクシュアル）マイノリティとは、これらの「性」の組み合わせが少数派の人です。例えば、「身体の性」と「性自認（心の性）」が一致せず自分自身の身体に違和感をもっている人や、男性でも女性でもないと感じている人、「性的指向」が同性や男女両方に向く人など様々な人がいます。

### (3) 性別で優劣をつけて表現していませんか？

女性の方が男性より劣っているといった先入観や決めつけは、個人の正しい評価につながりません。女だから、男だからという理由だけで決めつけたり、排斥したりせず、個人としての能力や人格を中心とした平等な視点を大切にしましょう。



よく見かける表現例

- 上司など指導的な立場は男性、補佐的な立場は女性
- 記載例の世帯主はいつも男性（例 世帯主：〇〇太郎、妻：〇〇花子 など）
- 教える側は男性、教わるまたは相談する側は女性
- 被害にあうのは女性、加害者は男性

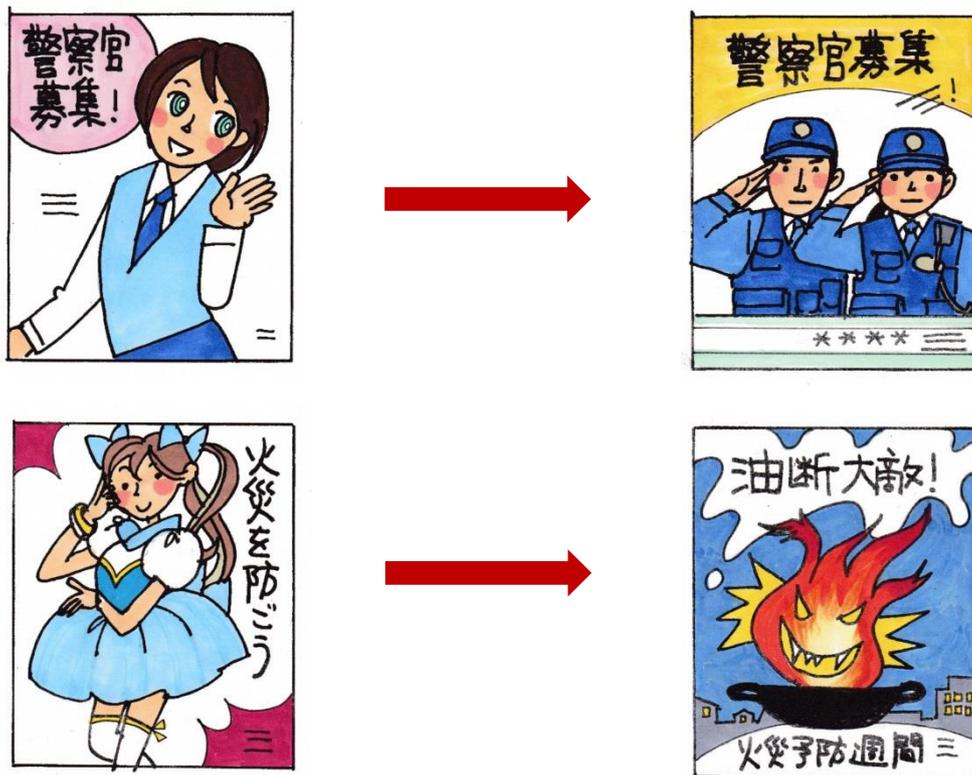
#### □ ポイント！

性別で優劣を決めつけることなく、平等な視点を大切にしましょう。

#### (4) 人目を引くためだけに、女性を使っていますか？

広告の手法のひとつに、視覚的要素で意図的にその注目度を高める「アイキャッチャー」という手法があります。チラシやポスターを作成する際に、より多くの人に伝えるため、注目度を高める工夫は大切ですが、女性の外見（若さや性的側面など）だけに重点をおいて「飾り物」として扱うことは、性の商品化につながります。

伝えたい内容に沿った表現となるように心掛けましょう。



よく見かける表現例

- 若い女性の水着姿など女性の性的側面を強調して使用する。
- 伝えたい内容と無関係に、タレントなど著名人の写真等を安易に使用する。

#### □ ポイント！

女性の姿を使う場合は、女性の外見（若さや性的側面など）だけに重点をおいて「飾り物」として扱うのではなく、「なぜ、使うのか」「この表現でよいのか」「使うことによる影響」などを一度考えてみましょう。

#### アンコンシャス・バイアス（Unconscious bias・無意識の偏見・思い込み）

社会に存在している自分自身が気づいていないものの見方やとらえ方のゆがみ・偏りのことです。過去の経験や習慣、周囲の環境などから身につき、思い込みが生じます。

（例）「若い人は発想が新鮮」「子どもは母親が育てた方がいい」「男性は運転がうまい」など

「アタリマエ」とされていることを「ホント？」と問い、見直すことが重要です。

## (5) 言葉を見直そう！

日頃、何気なく使っている言葉にも、これまでの社会の習慣やしきたり、また、性による固定化されたイメージが色濃く反映されている場合があります。

表現しようとする言葉が社会の変化に対応しているか、人権に配慮できているか見直してみましょう。

### ◎男性を優先させる表現

見直したい表現	望ましい表現	見直しの理由
営業マン オンブズマン カメラマン キーマン マンパワー サラリーマン	営業社員 オンブズパーソン、オンブッド 写真家、フォトグラファー キーパーソン 人的資源、人材 会社員	職業等を不必要に男性に限定している表現です
父兄 OB	保護者 出身者、OB・OG	男性を優先したり、偏った表現です
男顔負け、男勝り 男気、女だてら	使用しない	性別で個性を決めつけている表現です

### ◎女性であることを強調する表現

見直したい表現	望ましい表現	見直しの理由
女教師 女医 女子アナ 女性議員 女性代議士 女流作家 スチュワーデス  ママさんランナー OL、キャリアウーマン	教師 医師 アナウンサー 議員 代議士 作家 客室乗務員、キャビンアテン ダント、CA ランナー 会社員	性別を強調したり、特別視する表現です
帰国子女	帰国児童、帰国生徒、帰国学 生	女性だけをイメージさせる表現です
老女・老婆	高齢者	男性側に対語のない表現です
職場の花、看板娘 美人○○ 例) 美人秘書	使用しない	女性を鑑賞の対象とした表現です

### ◎古くからの観念（家父長制や家制度など）にとらわれた表現

見直したい表現	望ましい表現	見直しの理由
奥さん、家内 主人、亭主、旦那	妻、つれあい、パートナー 夫、つれあい、パートナー	男性を主、女性を従ととらえ、女性は家の中にいるものという印象を与える表現です

婿、嫁 姑、舅 嫁をもらう、やる、嫁ぐ 入籍	→	娘の夫、息子の妻 妻（夫）の母、妻（夫）の父 結婚する 婚姻届を出す	かつての家父長制度に基づいた表現です
---------------------------------	---	---	--------------------

### ◎性別により役割を限定する表現

見直したい表現	望ましい表現	見直しの理由
良妻賢母	使用しない	女性を一定の伝統的な役割・イメージに結びつける表現です
内助の功	協力	
看護婦・看護師	→ 看護師	性別を限定する表現であり、法律等における正式な呼称ではありません
保健婦	保健師	
保母・保父	保育士	

### ◎男女で異なる呼称を使い分ける表現

見直したい表現	望ましい表現	見直しの理由
男性は〇〇君、女性は〇〇さん(ちゃん)、〇〇女史	男女とも「さん」とする	男女とも同じ呼称・敬称で表現します
男性を姓、女性を名で表現する	男女で表現を統一する	

### ◎統計上の公正を欠く表現

見直したい表現	望ましい表現	見直しの理由
合理的な理由（積極的改善措置など）なく、常に女性のみを内数で表記する 例）合格者〇人 （うち女性〇人）	→	女性が多い場合など、数値の内容に応じて表記する 例）合格者50人 （女性35人、男性15人）
常に男性の数値を先に表記する		

見直したい表現であっても、法律の規定等によってやむを得ず使用する場合もあるかと思えます。また、日常生活においては、「妻」、「夫」、「パートナー」などの表現例に、今までの習慣から多少違和感を覚える場合があるかもしれません。しかし、性別によって偏りがちな社会の現状を変えていくためには、あえて意識的に表現を変えることも必要ではないでしょうか。

#### □ ポイント！

性別を入れ替えると通じない言葉はありませんか？  
多様な性の視点に立った言葉ですか？  
言葉や漢字の成り立ちなども踏まえて表現しましょう。

## 4 その他（男女共同参画の視点から配慮すべきこと等）

- (1) 外部の業者等に刊行物等の作成を依頼したり、原稿の執筆を依頼する場合には、このガイドラインを示して理解を求めるように努めてください。
- (2) 国・県その他の外部の団体等から掲示や配布を依頼された刊行物等も、このガイドラインに沿って検証し、取扱いを考えてください。
- (3) 本市では、性同一性障害者の人権への配慮と性同一性障害に対する社会的理解の向上を図る観点から、平成16年度（2004年度）に、法令等の制約がなく実務上支障のない公文書等について性別記載欄を削除すること、また、当面削除しないこととした公文書等でも実務を進める中で削除が可能と判断した場合は、その都度削除することとしています。
  - ア 法律等に様式が定められているものや、実務上の支障があるものを除き、性別記載欄を設けないよう配慮してください。
  - イ 性別記載欄を設ける場合は理由を記載し、性別欄は空白にして自認する性別が記入できるように配慮ください。性別欄に「その他」という欄を設けることは、男女以外の性別を排除する表現にもなりますので、設けないようにしてください。

（例）「統計上必要なので、あなたの自認する性を教えてください」

    - ・性別 女・男・（ ）
    - ・性別 （ ）
- (4) 本市では、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定し、性の多様性を理解し、誰もが生きやすい社会をめざして取組を進めています。様々な情報を発信し、果たす役割や影響力の大きい行政として、性的マイノリティの方をはじめ、高齢の方、障<sup>がい</sup>のある方、外国籍の方など、誰もが安心して、気持ちよく情報を受けとれるよう、何気なく使っている言葉や考え方、価値観を振り返り、多様な人を尊重した表現を心がけてください。
- (5) 市民や事業者と協働で事業を行う際にもこのガイドラインを活用し、男女共同参画の視点がまち全体に広がっていくよう、理解と協力を求めましょう。
- (6) 男女共同参画の視点に立った表現に関して、わかりにくいことや取扱いに困った時は、各部局の男女共同参画推進リーダー・サブリーダーや人権男女共同参画課にご相談ください。

## 5 行政刊行物等を作成する際のチェックポイント

チエック項目		チェック欄
性別で役割を 決めつけてい ませんか？	家事、育児、介護、地域活動に関連することは女性、仕事をするのは男性と決めつけていませんか。	
	職場などで中心的な役割を担うのは男性、補助的な役割を担うのは女性と決めつけていませんか。	
	性別で職業を固定化していませんか。(例：看護師や保育士は女性、医師や弁護士は男性)	
性別でパター ン化してい ませんか？	性別で色や服装、遊びなどを決めつけていませんか。 (例：女性はいつも暖色系の服、男性はいつも寒色系の服)	
	女性はおとなしい、感情的、気が利く、細やか、男性は活動的、たくましい、論理的、機械に強いなどという決めつけで表現していませんか。(例：女性は手芸、男性はスポーツが得意)	
	性に基づく固定観念や偏見、またはそれを助長する表現をしていませんか。 (例：カップルは男女のみ、男性は短髪、女性は長髪など)	
性別で優劣をつ けて表現してい ませんか？	女性が男性より劣ることを前提とした表現をしていませんか。(例：教えるのは男性、教わるのは女性)	
	女性と男性で不必要に表現を変えていませんか。(例：サラリーマン、OLなど)	
	性別により、優劣や主従関係を決めつける表現をしていませんか。 (例：男性はメイン、女性はサブまたはアシスタント)	
人目を引くため だけに、女性を使 っていませんか？	刊行物等の趣旨、内容と無関係な写真やイラスト等を使っていませんか。	
言葉を見直そう！	男性を主、女性を従ととらえ、女性は家の中にいるものという印象を与える言葉を使っていませんか。 (例：主人、奥さん、亭主、家内など)	
	性別を強調したり、特別視することにつながる言葉を使っていませんか。 (例：女流作家、女子アナなど)	
	男女両性を表す言葉を使っていますか。(例：サラリーマン→会社員、帰国子女→帰国児童など)	
その他	できるだけ、多様な視点でチェックしましょう。	
	女性と男性を入れ替えてみておかしいなと感じたものは、なぜそう感じたのか考えてみましょう。	
	外部の業者等に刊行物等の作成を依頼したり、原稿やイラストの執筆を依頼する場合は、このガイドラインを示して理解を求めるとしましょう。	
	国・県その他の外部の団体等から掲示や配布を依頼された刊行物等も、このガイドラインに沿って検証し、取扱いを考えましょう。	
	公文書等の様式に関して、性別記載欄が必要かどうか考えましょう。	

ここに掲げた「チェック項目」は、あくまで一例です。この表の項目を手がかりに、ジェンダーによる偏りのある表現や、相手の人権を傷つける表現になっていないかどうか、みんなで話し合ってみてください。

【発行元】宝塚市総務部人権平和室 人権男女共同参画課  
 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
 電話 0797-71-1141(代表) 0797-77-9100(直通)  
 FAX 0797-77-2171  
 メールアドレス m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp